

# 白岡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

当市議会の改革・活性化の取組事項として、当市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部である政務活動費について、政策形成のために十分な調査研究ができるよう、白岡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

第3条関係

政務活動費を月額1万円から2万円に改定するものとする。

## 3 施行期日

令和7年4月1日